

会議等報告書

標 題	令和８年度 第１回 茅ヶ崎市自立支援協議会代表者会議
日 時	令和８年６月２日（火）１４時００分～１６時１５分
場 所	茅ヶ崎市役所分庁舎５階 コミュニティホールＡＢ会議室
出席者	（委員） ■牧野 浩子 委員 （茅ヶ崎市障害者団体連絡会） ■上杉 桂子 委員 （茅ヶ崎市障害者団体連絡会） ■城所 望 委員 （茅ヶ崎市障害者団体連絡会） ■柴田 勝一 委員 （特定非営利活動法人茅ヶ崎市障害者施設連絡会） ■田島 淳一郎 委員 （茅ヶ崎市・寒川町居宅介護事業所連絡会） ■戸祭 高志 委員 （茅ヶ崎市・寒川町障害児者通所事業所連絡会） ■生駒 易司 委員 （茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会） ■臼井 幹夫 委員 （当事者部会長（カラフル）） ■飯田 裕子 委員 （当事者部会（カラフル）） ■鈴木 博太 委員 （相談支援部会長） ■高野 桃夏 委員 （就労・生活支援部会長） ■佐藤 右輔 委員 （社会福祉法人碧 地域生活支援センター元町の家） ■棚橋 利恵 委員 （茅ヶ崎市社会福祉事業団 相談支援センターつみき） ■田中 有希子 委員 （茅ヶ崎市社会福祉協議会 障害者生活支援センター） ■安田 のり子 委員 （社会福祉法人翔の会 生活相談室とれいん） ■守村 妙子 委員 （茅ヶ崎市保健予防課）オンライン参加 □ 林 麻佐美 委員 （神奈川県立茅ヶ崎支援学校） （オブザーバー） ■吉田 展章 氏（湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター） □高丸 やい子氏（ＮＰＯ法人茅ヶ崎市身体障害者福祉協会） □大木 教久 氏（一般社団法人茅ヶ崎医師会） （事務局・事業所） ■瀬川 直人 氏（社会福祉法人碧 ちがさき基幹相談支援センター ナル） ■竹崎 利恵 氏（社会福祉法人碧 ちがさき基幹相談支援センター ナル） （事務局・障がい福祉課） ■鈴木障がい福祉課長 ■大八木主幹 ■須田課長補佐 ■前田課長補佐 ■土井主査 ■池元主査 ■鈴木(敦)主査 ■大畑主任 （■：出席、□：欠席）
会議資料	【資料１－１】自立支援協議会ヒアリング調査より抽出した第 7 期障がい者保健福祉計画における施策の方向性ごとの現状 【資料１－２】(参考資料) ヒアリングシート 【資料２】1_茅ヶ崎市障がいの現状 【資料３】障がい者虐待通報・相談受付状況 【資料４】茅ヶ崎市医療的ケア児等相談支援センターノア(昨年度事業報告) 【資料５－１】障害者相談支援事業(委託相談)の検証・検討について(相談支援センターつみき) 【資料５－２】障害者相談支援事業(委託相談)の検証・検討について(地域生活支援センター元町の家) 【資料５－３】障害者相談支援事業(委託相談)の検証・検討について(障害者生活支援センター) 【資料５－４】障害者相談支援事業(委託相談)の検証・検討について(生活相談室とれいん)

	【資料6】基幹相談支援センター実績報告／検証・検討シート 【資料7】地域生活支援拠点等の機能・取組状況の検証・検討シート 【資料8－1】活動予定表(こども部会(仮)) 【資料8－2】活動予定表(就労・生活支援部会) 【資料8－3】活動予定表(相談支援部会) 【資料8－4】活動予定表(事業所間交流・情報発信部会) 【資料8－5】活動予定表(地域生活支援拠点等整備進化プロジェクト(えぼプロ)) 《当日配布資料》 ・配布資料一覧 ・次第(当日資料番号入り) ・代表者会議【当日資料1】代表者会議名簿 ・代表者会議【資料1－2】(参考資料)ヒアリングシート(くらしの基盤強化部会)修正 ・代表者会議【当日資料2】部会結果報告について(令和8年度第1回就労・生活支援部会) ・代表者会議【当日資料3】部会結果報告について(令和8年度第1回相談支援部会) ・代表者会議【当日資料4】活動予定表(当事者部会(カラフル)) ・代表者会議【当日資料5】部会結果報告について(令和8年度第1回当事者部会(カラフル)) ・代表者会議【当日資料6】プロジェクト結果報告について(令和7年度第4回地域生活支援拠点等整備進化プロジェクト(えぼプロ))
議題	1 開会 2 会長・副会長の選出について 3 第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画について【資料1－1】、【資料1－2】(参考資料) 4 (1)昨年度事業報告 ① 茅ヶ崎市障がい者の現状 【資料2】 ② 障がい者虐待通報・相談受付状況 【資料3】 ③ 相談支援事業所報告 茅ヶ崎市医療的ケア児等相談支援センター ノア【資料4】 (2)障害者相談支援事業(委託相談)の検証・検討について - 相談支援センター つみき 【資料5－1】 - 地域生活支援センター 元町の家 【資料5－2】 - 障害者生活支援センター 【資料5－3】 - 生活相談室 とれいん 【資料5－4】 (3)基幹相談支援センターの検証・検討について 【資料6】 (4)地域生活支援拠点等の機能・取組状況の検証・検討について 【資料7】 (5)専門部会の活動予定について ・こども部会(仮) 【資料8－1】 ・就労・生活支援部会 【資料8－2】 ・相談支援部会 【資料8－3】 ・事業所間交流・情報発信部会 【資料8－4】 ・当事者部会(カラフル) ・地域生活支援拠点等整備進化プロジェクト(えぼプロ)【資料8－5】 ・ふくし人材総活躍プロジェクト(仮) 5 その他
概要及び 主な意見	1開会 2会長・副会長の選出 事務局より、茅ヶ崎市自立支援協議会設置要綱に基づき、会長及び副会長を委員の互選により選出する旨説明。 棚橋委員：会長に柴田委員を推薦する。 佐藤(右)委員：副会長に牧野委員を推薦する。 委員の互選により、会長に柴田委員、副会長に牧野委員を選出した。

3 第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画について

事務局：茅ヶ崎市では、令和9～11年度を計画期間とする「第8期障がい者保健福祉計画」の策定を進めている。計画策定に向けた現状分析・課題整理のため、令和7年9月～12月にかけて、自立支援協議会の6部会・2プロジェクトへヒアリングを実施した。調査方法は従来のアンケート中心から、現場の課題や意見をより具体的に把握するためヒアリング方式へ変更した。ヒアリングでは、地域課題、現在の取組、今後目指す姿、次期計画へ反映したい内容、部会として取り組めることなどを確認した。ヒアリングで上がった主な課題としては、例として「相談支援の分野では、セルフプラン率の高さ、相談支援事業所の認知不足、委託相談と計画相談の違いが市民に十分伝わっていない。などの意見が出された。今後の進め方としては、ヒアリング結果や各種調査結果（当事者アンケート、市民アンケート、事業所アンケート等）を基に現状分析を実施し、計画推進委員会において6月に計画の構成を検討し、8～9月に計画内容を検討、年内にパブリックコメントを実施し、年度内に計画策定完了を予定している。自立支援協議会としての意見を次期計画に反映していけると良い。

4 令和7年度事業報告

(1)昨年度事業報告

事務局より以下の通り説明。

① 障がい者の現状

人口は24万5,260人で微増。

障害者手帳所持者は身体・知的障がいが増加、精神障がいは微減。

障害支援区分認定審査会は年間24回実施。

② 障がい者虐待通報・相談受付状況

障がい福祉課内に設置されている障害者虐待防止センターで受け付けた令和7年度の虐待通報・相談状況について資料3に基づき説明。

【意見】

上杉委員：使用者虐待が0件となっているが、実際には相談に至っていないケースも存在するのではないか。

事務局：県の労働関係機関へ直接相談されるケースもあり、市で把握できない事案も考えられる。

③ 医療的ケア児等相談支援センターノアによる事業報告

瀬川委員：開設から約2年が経過。令和7年度は実人数24名に対応（前年度7名から増加）。医療機関、学校、福祉サービス事業所との連絡調整件数が大幅に増加。医療的ケア児支援の相談窓口として認知が進んでいる。課題としては、医療・教育・福祉など多機関が関わるため、支援チームの構築や調整が難しい。ことや個々の児童を支えるための継続的な支援体制づくりが必要だと考えている。今後は、関係機関をつなぐコーディネート機能を強化し、地域全体で支える体制づくりを進めていきたいと考えている。

【意見】

牧野副会長：医療的ケア児向け短期入所等の情報が利用者へ十分届いていないなど、情報の周知の面での課題があるのではないか。

上杉委員：障害者団体連絡会との連携による情報発信が有効ではないか。今後検討して欲しい。

(2)委託相談支援事業の検証・評価

事務局：資料5-1～5-4に基づき説明。令和6年3月29日付厚生労働省通知により、市町村が委託相談支援事業所の事業運営について検証・評価を行うことが求められた。これを受け、本年度から委託相談支援事業所についても、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点と同様に、自立支援協議会代表者会議において検証・評価を行うこととなった。今後の進め方として、第1回代表者会議において事業報告を行い、後日メールにて委員意見を聴取。第2回の代表者会議において評価結果の報告といった流れとなる。

《委託相談支援事業所報告》

【相談支援センターつみき】

棚橋委員：相談支援センターつみきでは、相談者の約8割を障がい児が占めており、主な相談手段は電話相談であった。相談内容は未就学児の療育や放課後等デイサービスの利用に関するものが多く、福

祉サービス利用支援やセルフプラン作成支援を実施した。また、虐待に関する相談も多く、児童相談所や学校等の関係機関と連携して対応した。

相談の傾向としては、通常学級に在籍する児童が高学年以降に不登校となり相談につながるケースが増加しており、医療機関や学校関係者と連携しながら支援を行った。

課題としては、児童・成人ともに短期入所のニーズが高い一方で受入れ先が不足していることや、学校との連携状況に差があることが挙げられた。そのため、関係機関との情報共有や連携体制の強化が必要である。また、保護者同士の懇談会を実施し、先輩保護者による助言が不安軽減や支援につながることを確認した。さらに、「就学後の相談の仕組み部会」の事務局として、通常学級で困りごとを抱える児童の相談支援体制を整理した支援フローの作成に取り組み、今年度中の活用を予定している。

【地域生活支援センター元町の家】

佐藤(右)委員：元町の家では、主に精神障がいのある方からの相談を受けており、福祉サービス利用に関する相談が最も多かった。また、経済的困窮に関する相談については、法律相談や成年後見制度等の専門機関につなぐなど、関係機関と連携しながら支援を行った。精神状態が不安定な方への支援では、医療機関との連携や入院調整なども実施した。また、セルフプラン利用者については、市内の指定特定相談支援事業所への移行を進めるとともに、事業所内で委託相談と計画相談の役割整理を行い、相談支援体制の改善に取り組んだ。

課題としては、発達障害やパーソナリティ障害等の特性により、相談者との信頼関係の構築やコミュニケーションが難しいケースがあることが挙げられ、相談員が精神的負担を抱える場面もあり、障がい特性への理解を踏まえながら、相談員の負担軽減や適切な対応体制を整えていく必要があるとの認識が示された。

【障害者生活支援センター】

田中委員：障害者生活支援センターでは、精神障がいのある方からの相談が最も多く、次いで身体障がい、知的障がいの順となっている。相談内容は福祉サービス利用支援が最も多く、社会生活力の向上に関する支援も多く実施した。相談の傾向としては、家族による支援が難しい世帯や、判断能力に課題がある方など、世帯全体で複合的な課題を抱えるケースが多くみられた。また、高齢の親の体調悪化等をきっかけに緊急対応が必要となる事例もあり、地域生活支援拠点の機能充実の必要性を感じている。

課題としては、引っ越し支援や病院受診の付き添い、住環境の整理など制度では対応しにくい支援ニーズが多く、多職種による連携やチーム支援が不可欠となっている。また、支援につながっていない潜在的なケースへの対応や、相談支援専門員の確保・育成も重要な課題である。

その他の取組として、精神保健ボランティア養成に関する講座や料理教室、当事者の居場所づくりへの支援、精神保健関連施設マップの作成を実施した。

また、暮らしの基盤強化部会の事務局として「障がい版 8050 問題」に関する事例集を作成し、周知に取り組んでいる。自己評価としては、利用者一人ひとりの状況に応じた丁寧なアセスメントと迅速な支援を心掛けるとともに、指定特定相談支援事業所への引継ぎ支援や関係機関との連携を行いながら、幅広い生活課題に対応している。

【生活相談室とれいん】

安田委員：生活相談室とれいんでは、相談員5名体制(うち兼務1名)で相談支援を実施している。相談件数は例年 3,500～4,500 件程度で推移しているが、令和7年度は新任相談員の育成等の影響もあり、例年よりやや少ない状況であった。相談の傾向としては、知的障がいのある一人暮らしの方や、知的障がいのある保護者による子育て世帯への支援が多くみられた。家族等の支援者が少ないケースでは、通院支援や生活支援などを長期的に相談員が担う場面も多く、成年後見制度の利用につながりにくいケースへの対応が課題となっている。また、グループホーム等の社会資源は増加している一方で、障がい特性や行動面の課題により利用先が見つからないケースや、継続利用が難しくなるケースもみられた。こうした支援が難しい利用者への対応は委託相談支援事業所に集中する傾向があり、今後の大きな課題であるとの報告があった。

今後については、事務所移転に伴い訪問相談の増加が見込まれることや、児童相談から成人相

談への移行ケースが増加することが予想される。また、利用者や家族の高齢化に伴い、成年後見制度や補助・保佐制度の活用が必要となるケースが増えていることから、成年後見支援センター等の関係機関と連携しながら支援体制の強化を図っていくことが報告された。

【質疑応答】

上杉委員：計画相談・セルフプラン補助件数について、報告資料では「計画相談作成対象者数」に対して「対応延べ件数」が非常に多い。この件数にはモニタリング等も含まれているのか確認したい。

安田委員：対象者数は実人数。対応延べ件数には、計画作成面談、モニタリング、本人との連絡調整関係機関との連携・調整などが含まれている。

上杉委員：茅ヶ崎市はセルフプラン率が非常に高い。このような手厚い計画相談の支援が高いセルフプラン率につながっている可能性もあるため、他市との比較も含めて実態を知りたい。また、「18 歳になったらつきみでは相談を受けられなくなる。」と聞いた利用者から相談を受けた。相談支援センターつきみにも 18 歳の壁があるのか確認したい。

棚橋委員：つきみは児童の相談が中心だが、成人の相談も受けている。現在利用中の児童については、18 歳以降も継続して支援している。「18 歳になったら必ず終了」ということではない。ただし、新規の成人相談については受入状況によっては対応が難しい場合がある。

上杉委員：報告資料では、計画相談の対象者数に比べて対応延べ件数が非常に多い。茅ヶ崎市はセルフプラン率が高いが、相談支援事業所が非常に手厚く計画相談の支援をしていることが、結果としてセルフプランの多さにつながっているのではないかという疑問を持った。特に「対応延べ件数」の大部分がモニタリングによるものなのかを知りたかった。

吉田オブザーバー：セルフプランには原則としてモニタリングはない。延べ件数が多い理由は、面談、電話連絡、関係機関との調整、アセスメントなど、計画作成や支援に伴う様々な業務が積み上がっているためと考えられる。

安田委員：とれいんを例に挙げると、計画相談対象者数：106 人、計画相談対応延べ件数：2,663 件であり、これは、106 人の利用者に対し、モニタリング、面談、本人・家族との連絡、サービス事業所との調整、関係機関との連携。などを含めた結果、年間で 2,663 件の支援実績になっているということ。また、セルフプラン補助実人数：13 人、セルフプラン補助延べ件数：33 件については、セルフプラン作成支援が中心であり、モニタリングは行わないため件数は少なくなっている。

吉田オブザーバー：他の自治体では、ここまで細かく計画相談に伴う連絡調整等を件数化していない場合も多い。そのため数字だけを見ると、「委託相談支援事業所の業務の大半が計画相談に見える」という印象を受ける可能性がある。実際には委託相談としての支援も多く行われているが、資料上は計画相談の件数が大きく見えてしまう構造がある。

(3)基幹相談支援センターナル事業報告

瀬川委員：資料6に基づき、令和7年度基幹相談支援センター事業実績について説明。令和7年度は、当事者からの相談実人数は 59 人、支援者からの相談実人数は 452 人であり、支援者からの相談が大幅に増加した。障がい種別では、知的障がい・精神障がいに関する相談が多い。支援方法は電話相談が最も多く、次いで訪問、来所相談となっている。「総合的・専門的相談支援」の件数は 851 件に上った。

本来、基幹相談支援センターは地域全体の相談支援体制づくりが主な役割だが、相談の受け皿不足、引き継ぎ先不足により、個別ケースへの直接支援も多く担っている。地域の相談機関との連携件数は 556 件。相談支援事業所だけでなく、福祉サービス事業所、児童相談所、他市・他県の基幹相談支援センター、医療機関、総合病院の相談窓口など、多様な機関から相談が寄せられている。総合病院等への周知活動の成果もあり、医療機関からの相談も増加している。

委託相談支援事業所と共通する課題として、相談件数の増加、業務負担の増大、委託相談と計画相談の兼務、新規相談への迅速な対応の困難さ、セルフプラン解消に向けた取組の停滞などが挙げられた。その結果、基幹相談支援センターが本来担うべき地域の相談支援体制づくりや相談支援専門員の育成、支援者支援といった機能に十分な時間を割けない状況が生じている。

上杉委員：医療的ケア児支援については、専門的な相談支援体制が整備されつつある一方で、強度行動障害のある方への支援体制については十分な専門性が確保されていない状況がある。国では強度行動障害支援に係る「中核的人材」の育成が進められており、神奈川県においても今後研修事

業が予定されているが、各事業所へ専門的人材が配置されるまでには相当の期間を要すると考えられる。その間も支援ニーズは継続して存在することから、市としても強度行動障害支援に関する人材育成や支援体制整備について積極的に取り組む必要がある。

また、強度行動障害者への集中的支援については市町村による支給決定が前提となるが、実際に支援を担う中核的人材が不足している状況では支給決定されても活用できず、制度活用が進みにくいことが懸念される。

このため、人材育成に関する課題として、強度行動障害支援に対応できる中核的人材の確保及び育成を位置付けるべきである。

瀬川委員：強度行動障害支援については重要な課題であると認識している。現状では十分な取組に至っていない部分もあるため、今後の相談支援体制整備や人材育成の検討において、いただいた意見を踏まえながら取り組んでいきたい。

(4) 地域生活支援拠点等整備進化プロジェクトの報告

事務局：資料に基づき、令和7年度の地域生活支援拠点等の機能に関する取組状況について説明した。

地域生活支援拠点等の整備状況については、障がい者保健福祉計画における目標値2か所に対し、登録事業所数は9か所となっており、前年度から変更はない。また、地域生活支援拠点等の検証及び検討についても計画どおり実施した。相談機能については、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所による「相談支援体制に関する連絡会」を設置し、市内の相談支援体制について協議を行っているところである緊急時の受入れ・対応については、地域生活支援拠点等整備進化プロジェクト(えぼプロ)において、緊急時の定義の整理を行うとともに、「もしもに備えるチェックリスト」及び利用者・支援者情報共有シートを作成し、実際の事例を用いたシミュレーションを実施した。体験の機会・場の確保については、体験宿泊や在宅支援の体験機会のあり方について検討を進めた。専門的人材の確保・養成については、発達障害専門相談事業や各種研修への参加等を通じて人材育成に取り組んだ。市による自己評価として、相談支援体制の役割整理や具体的な協議が十分に進んでいないこと、緊急時受入れ体制の周知や運用の実用化、専門的人材の確保・育成が課題であることを報告した。また、地域生活支援拠点等の各機能に対する理解や認識を高める必要があるとした。

【意見】

田島委員：各事業所から報告された課題は以前から継続しているものであり、市全体として将来的に必要な支援量と支援提供体制を見通した検討が必要である。事業所数だけでなく、人材配置や支援提供能力を把握し、将来的な支援ニーズに対応できる体制を構築する必要がある。また、必要な支援につながらない人を生じさせない視点で、協議会や障がい者保健福祉計画の中で議論を進めるべきである。

柴田会長：障がい福祉を取り巻く状況や人材確保の課題については、以前から継続して提起されている重要なテーマである。今後の協議会運営や障がい者保健福祉計画の検討においても引き続き議論を深めていきたい。

牧野副会長：現在報告されている相談件数やサービス利用実績だけでは、地域の実態を十分に把握することは難しい。サービス利用を希望しながら受入れ先が見つからなかった事例や、グループホーム、居宅介護、強度行動障害支援、医療的ケア児者支援などにおいて利用を断られた事例を把握することが重要である。満たされていないニーズや不足しているサービスを把握することで、今後の障がい者保健福祉計画におけるサービス基盤整備や施策立案につなげる必要がある。

(5) 部会及びプロジェクト報告

①【こども部会(仮)】

棚橋委員：令和6年度から7年度にかけて実施した「就学後の相談の仕組み部会」では、通常学級に通う児童を対象とした相談支援の流れについて検討を行い、支援フローを作成した。令和8年度はこども部会として、これまで課題とされてきた教育と福祉の連携強化をテーマに活動を進める。まずは関係機関同士の顔の見える関係づくりや課題整理を行うとともに、定期的な情報共有の場の設置を検討していく。

また、学校関係者の意見も踏まえながら、教育現場と福祉分野の相互理解を深め、子どもにとってより良い支援につながる連携体制の構築を目指す。

【今後の取組】

- ・教育と福祉の連携強化
- ・定期的な情報共有の場の設置
- ・学校現場の課題把握と相互理解の促進
- ・子どもを中心とした支援体制の構築

②【就労・生活支援部会】

佐藤(右)委員：就労生活支援部会は、一般就労や障害福祉サービス利用後に支援機関とのつながりが途切れ、支援ニーズが潜在化してしまうケースへの対応を目的として設置されている。

令和7年度は、進路に関する普及啓発をテーマとして活動を実施した。令和8年度は、支援機関を介さずに就労した人や、就職後に生活面や職場での課題が生じて相談先につながない人など、潜在的な支援ニーズの把握を重点テーマとして取り組むこととした。また、企業側においても障害のある従業員への対応方法や相談先が分からず困難を抱えるケースがあることから、職場定着支援や地域との連携強化の必要性が確認された。今年度は地域の事例を通じて課題やニーズの把握を行い、抽出された課題について今後の部会活動の中で解決に向けた検討を進める予定である。なお、就労支援事業所説明会については引き続き開催を予定しており、令和9年度以降は就労支援事業所連絡会など地域団体との連携を図りながら取組を継続していく。

③【相談支援部会】

鈴木(博)委員：相談支援部会では、相談支援体制の充実に向けて、主に次の3つのテーマに取り組んでいる。

1点目、相談支援体制の周知について、委託相談支援と計画相談支援の役割や相談支援体制について理解を深めてもらうため、関係機関や市民向けパンフレット作成を進めている。

2点目：相談支援専門員向けサポートブックの作成である。新任相談支援専門員を含め、相談支援業務を円滑に進められるよう、相談支援の手順や対応方法を整理した実務的な手引きの作成を進めている。

3点目：相談支援体制の構築に向けた検討である。委託相談支援事業所等と連携しながら、委託相談支援の役割や課題、人員体制、地域ごとの支援体制のあり方などについて協議を行っている。

また、国が示す「令和11年度末までにのぞまないセルフプランを0にする」という指針を踏まえ、市として0を目指すのか、それともどのあたりの数値を目指すのかということについて、障がい者保健福祉計画の担当職員より前回の部会で聞き取りが行われた。それに関連し、市では4月よりセルフプラン提出者に対し、セルフプランの理由を確認するようになったと聞いている。

④【事業所間交流・情報発信部会報告】

安田委員：事業所間交流・情報発信部会では、令和6年度及び令和7年度の2年間の第1期の取組期間として活動を進めてきた。令和8年度についても、これまで実施してきた「事業所間交流会」及び「当事者意見交換会」を継続して開催し、事業所間の連携強化や当事者の声を共有する機会の充実を図る予定である。なお、第1回部会を6月に開催し、今年度の目標や取組内容を改めて確認した上で活動を進めていく。

【今後の取組】

- ・事業所間交流会の開催
- ・当事者意見交換会の開催
- ・事業所間のネットワーク強化
- ・情報発信及び当事者参画の推進

⑤【当事者部会】

臼井委員：当事者部会は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、精神障がい、肢体不自由など様々な障がいのある当事者で構成されている。これまで各障がいの困りごとをまとめた冊子の作成や配布、障がい者差別に関する講演会へ講師としての参加などを通じて啓発活動に取り組んできた。令和8年度も、これまで作成した冊子の活用や情報発信を継続していく予定である。一方で、自立支援

協議会における当事者部会の役割や位置付けについて課題を感じている。当事者部会の部会員は自ら意見を発信できる人で構成されているが、自立支援協議会の各会議体で協議されている内容は、もっと重度の方や、支援のシステムに乗れていない方にフォーカスされている。上杉委員が発言されたように、支援につながりにくい人や自ら声を上げることが難しい人の意見を、どのように把握し、どのように協議会や行政へ届けていくかが重要である。ただ、私たち当事者部会員は、自らの障がいに対して、声を出していくことが出来るが、私たちが意見を言っても、自ら声を上げることが難しい方たちの声には成り得ないので、当事者部会として意見を発信しても、自立支援協議会の中で意味があるのかと疑問に思う。だから、自立支援協議会の中に当事者部会が必要であるなら、当事者部会に何を求められているのか、どのような役割を担うべきかについて、当事者部会員に示してほしい。

【主な課題】

- ・自立支援協議会の体系の中で当事者部会の役割が明確に示されていない
- ・支援につながりにくい当事者や声を上げにくい当事者の意見を協議会や行政施策へ反映する仕組みづくりが必要とされているが、当事者部会員は自らの障がいについての意見は言えるが、そうした方達の代弁は出来ない。

【今後の方向性】

- ・啓発活動や情報発信を継続しながら、当事者参画の充実を図る。

⑥【地域生活支援拠点等整備進化検討プロジェクト(通称:えぼプロ)】

事務局:地域生活支援拠点等整備進化検討プロジェクト(通称:えぼプロ)は、地域生活支援拠点等の5つの機能(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の実効性向上を目的として活動している。令和7年度は、緊急時の定義の整理や「もしもに備えるチェックリスト」の作成等に取り組んだ。令和8年度は、これまでの検討結果を踏まえ、支援が必要な対象者への具体的なアプローチ方法やケース検討の仕組み、地域全体で支える体制づくりについて検討を進める。また、地域生活支援拠点等整備事業促進会議(仮称:えぼサポ)の設置に向けた準備を進め、地域生活支援拠点等の機能を実効的に運用できる体制の構築を目指す。人材不足に関する課題も指摘されているが、地域全体で支援を行うための体制づくりを進めることも必要であり、本プロジェクトではまず体制に関して協議を進めている。

【今後の取組】

- ・地域生活支援拠点等整備事業促進会議(仮称:えぼサポ)の設置と運用開始に向けた検討
- ・緊急時支援体制の具体化
- ・対象者の把握及び支援体制の構築
- ・地域全体で支える仕組みづくり
- ・地域生活支援拠点等整備事業の実効性向上

⑦【ふくし人材総活躍プロジェクト】

事務局:福祉人材不足が継続的な課題となっていることを踏まえ、福祉人材の確保に向けた取組を検討するため、「福祉人材総活躍プロジェクト(仮称)」の立ち上げを予定していたが、人材不足の影響によりプロジェクトに参加できる人材の確保自体が課題となっていることから、令和8年度は障がい福祉課が中心となって取組を進めている。

今後は、必要時、関係機関や外部の協力も得ながら人材確保に向けた施策を検討するとともに、自立支援協議会の体制や部会のあり方についても検討を進め、令和9年度以降の体制整備につなげていく。

5その他

次回:令和8年9月25日(金) 会場:茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4～5 14時～